

新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準

平成 21 年 1 月 8 日制定
平成 21 年 10 月 9 日改正
平成 22 年 1 月 4 日改正
平成 22 年 10 月 15 日改正
平成 23 年 12 月 15 日改正
平成 24 年 6 月 1 日改正
平成 24 年 12 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正

1 総合評価点の算定方法

総合評価点（以下「評価点」という。）は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算出する。

評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）

2 価格評価点と技術評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

（1）特別簡易型を適用する工事

ア 価格評価点の配点 80点

イ 技術評価点の配点 i型 20点 ii型 20点

ただし、価格以外の評価項目（技術評価項目）の選定により配点以下とすることができる。

（2）簡易型を適用する工事

ア 価格評価点の配点 80点

イ 技術評価点の配点 i型 25点 ii型 21点

ただし、価格以外の評価項目（技術評価項目）の選定により配点以下とすることができる。

（3）標準型を適用する工事

ア 価格評価点の配点 70点

イ 技術評価点の配点 30点

ただし、価格以外の評価項目（技術評価項目）の選定により配点以下とすることができる。

3 価格評価点の算定方式

（1）価格評価点は、次の算式により算定する。（小数点以下第4位四捨五入3位止）

ア 入札価格が配点基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

イ 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left(\frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$$

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内（予定価格以下で、新潟市水道局低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。ただし、該当する最低入札価格がない場合は、調査基準価格をいう。

4 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により以下の方法で算定する。

(1) 特別簡易型を適用する工事

別表1-1（i型）・別表1-2（ii型）の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

(2) 簡易型を適用する工事

別表2-1（i型）・別表2-2（ii型）の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

(3) 標準型を適用する工事

別表3の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

5 配置予定技術者の能力の評価

配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る得点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

6 簡易な施工計画及び技術提案の評価

(1) 簡易な施工計画書及び技術提案書の評価は、技術評価委員会の委員の中から委員長が指名した委員が、入札参加者名等を伏せてそれぞれ個別に行う。

(2) 簡易な施工計画及び技術提案に係る得点は、評価内容ごとに各委員の評価による得点の平均点を算出（小数点以下第3位四捨五入2位止）し、その平均値を合算したものとする。

7 特定共同企業体の実績等の評価

特定共同企業体（以下、「企業体」という。）の施工実績及び工事成績等の評価については、次のように取り扱う。

A) 企業体の構成員の実績がある会社が単独で入札に参加する場合

(1) 施工実績について

同種・類似工事の施工実績を評価するとき、企業体の施工実績は、出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の実績と認める。

例：A社（代表者）、B社、C社の3社が企業体を構成し、建築延べ床面積 5,000 m²の工事を施工した場合の同種・類似工事の施工実績は、A社（代表者）、B社、C社のそれぞれが、建築延べ床面積 5,000 m²の工事の実績があると認める。ただし、個別説明書に別途定めた場合は、この限りでない。

(2) 配置予定技術者の施工実績について

配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績を評価するとき、企業体の出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の配置予定技術者の実績と認める。ただし、個別説明書に別途定めた場合は、この限りでない。

(3) 工事成績について

工事成績を評価するとき、企業体の工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としない。

B) 企業体として入札に参加する場合

技術評価点のうち、簡易な施工計画は企業体としての提案を評価する。その他の項目は企業体の代表者をもって評価する。

8 工事成績評定の減点

入札参加者が提出した技術資料に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

簡易な施工計画書及び技術提案書に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合：

減点値 = 3点

※3点：新潟市水道局工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の口頭注意相当未満

その他の内容が、受注者の責により満足できない場合：

減点値 = 8点 × (α - β) / α (小数点以下第1位切上整数止)

α：落札時の技術評価点

β：達成度合いに応じて再計算した技術評価点

※8点：新潟市水道局工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当